

屋根置き太陽光発電設備導入モニター事業補助金交付 公募要領

1 目的

新潟県内における事業用の施設等の屋根に設置をする太陽光発電設備等（以下、「屋根置き PV」という。）の導入に向けて、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条による特別豪雪地帯の指定を受けた地域を中心とした多雪地帯における屋根置き PV 導入モニター事業を支援するために、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 対象事業

- ・ 新潟県内所在の工場、倉庫、店舗、事務所及び本事業の目的に合致※する事業用の施設等
※本事業の目的に合致する施設等は、交付決定審査の際の有識者審査会で判断)
- ・ 補助事業により設置をする屋根置き PV（以下、「対象設備」という。）の出力（太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値）が 10kW 以上である事業
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条による特別豪雪地帯の指定を受けた地域又は設計積雪深（建築基準法施行令により新潟県特定行政庁が所管区域内建築物等に適用する垂直積雪量）が 150cm 超の新潟県内地域に所在する事業用施設等に、対象設備を設置する事業
- ・ 平時に、対象設備設置先事業用施設等において対象設備による発電電力を自家消費することを目的とした事業、または「オンサイト PPA モデル」による事業
（「オンサイト PPA モデル」による事業の場合は、需要家と PPA 事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものに限る。）
- ・ シミュレーションにより、導入予定の対象設備の出力及び対象設備導入先の事業用施設等の需要電力を試算している事業
- ・ 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買い取り制度）または FIP（Feed in Premium）制度等による売電を行わない屋根置き PV 導入事業

※本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは：太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。

補助対象となる事業は、補助金額の一定割合がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とします。

3 申請者の要件

A) 本モニター事業に協力するもの。

【モニター要件】

- ・ 事業の実績報告の内容を、一般社団法人環境省エネ推進研究所又は新潟県知事が公開することに同意
- ・ 事業翌年度以降の定期報告（3年間）の内容を、新潟県知事又は新潟県知事が指定する者が広く公開することに同意
- ・ 上記報告以外の補助事業に係る全ての資料（経理データ等）を、県が県施策に利用することに同意（公開する場合はあらかじめ確認）

B) 日本国内において事業活動を営む法人、団体（国、地方公共団体を除く）、個人事業者または法人を構成員とする企業体。

反社会的勢力に属するまたは関連するものは、本補助事業者から除く。

C) 本補助事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

- ・ 代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：
① 当期純利益が全期間連続赤字でない（直近の3決算期を提出した場合、3期連続赤字でない / 直近の2決算期を提出した場合、2期連続赤字でない / 直近の1決算期を提出した場合、1期が赤字でない）こと、②直近の決算期において純資産（自己資本）が赤字（債務超過）でないこと、③直近の決算期において自己資本比率（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満かつ流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%未満でないこと ※①～③のいずれにも該当しないこと
- ・ 取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要がある、そのための健全な経営基盤を有することが求められる。

D) 対象経費（消費税は補助対象外とする）

費目	内容	対象外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の高次に要する経費	建屋の建設費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地、消雪パイプ等の二次利用目的のための削井及び地盤改良工事に準じる工事費
その他経費	事業実施に必要な経費	電力会社との工事費負担金

4 補助額及び補助限度額

- ・ 4万円/kWの定額
- ・ 上限額は400万円

(kWは、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値)

5 事業期間

補助事業の期間は、交付決定の日から令和5年1月31日(火)までとする。

交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。ただし、見積徴収等の契約準備作業は除く。

6 交付申請書の提出

(1) 提出書類

- (ア) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (イ) 補助事業の実施計画書(別紙1)
- (ウ) 補助事業の経費配分書(別紙2)
- (エ) 事業概要書
- (オ) 別表1に記載の添付書類
- (カ) 申請書類の電子データ(電子媒体CD-RまたはDVD-R)

なお電子データのファイル名は別表1に指定するものとする。

(2) 提出期間

令和4年7月1日(金)～8月10日(水)

(3) 提出方法

公募書類一式(ファイリングしたもの)を1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CDR又はDVD-R)1部を公募期間内に持参、郵送(書留郵便に限る)で提出すること。

※電子媒体には応募をする代表申請者の名称を必ず記載すること(シール貼り付け不可)

※持参する場合は、業務時間内(土日・祝祭日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)に訪問すること。

(4) 提出先

〒950-2035 新潟市西区新通451番地

一般社団法人 環境省エネ推進研究所 モニター事業担当

電話 : 025-263-0100

FAX : 025-263-0114

7 公募スケジュール

令和4年7月1日（金）	公募開始
令和4年8月10日（水）	補助金交付申請書提出期限
令和4年8月下旬	補助金交付決定予定

8 交付決定について

有識者による検討会議により評価、交付決定。

補助金の交付を決定すると認めたときは、書面で通知するとともに補助事業名、事業者名を公表する。

本事業の予算を超える多数の申請があった場合は、交付申請書の内容から検討会議において、事業の実効性及び事業内容を評価し、事業効果等が高いと判断するものを優先する。

なお、検討会議における議事録、評価結果等は公表しない。

9 その他

- ・ 事業の実効性及び事業内容の評価等のため、交付申請書受理後、申請者に対して説明や追加資料等を求める場合がある。
- ・ 交付決定した事業者が、本事業予算に満たない場合は、日程を改め公募を実施する場合がある。

10 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のメールアドレス宛に行うこと

info@eecp.or.jp

※ 電話での問い合わせは受け付けていない。